

議 事 日 程 (第4号)

令和2年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第22号 第六次須恵町総合計画基本構想の策定について
- 日程第 2 議案第23号 須恵町附属機関の設置に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第24号 須恵町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第25号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第27号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第28号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第29号 令和2年度須恵町一般会計補正予算の提出について
- 日程第 9 議案第30号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第10 議案第31号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第11 議案第32号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第12 議案第33号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第13 議案第34号 令和2年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第14 議案第35号 令和元年度須恵町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第15 議案第35号 令和元年度須恵町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第16 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第22号 第六次須恵町総合計画基本構想の策定について
- 日程第 2 議案第23号 須恵町附属機関の設置に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第24号 須恵町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第25号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第27号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例

- 日程第 7 議案第 28 号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
 日程第 8 議案第 29 号 令和 2 年度須恵町一般会計補正予算の提出について
 日程第 9 議案第 30 号 令和 2 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
 日程第 10 議案第 31 号 令和 2 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
 日程第 11 議案第 32 号 令和 2 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
 日程第 12 議案第 33 号 令和 2 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
 日程第 13 議案第 34 号 令和 2 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
 日程第 14 議案第 35 号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）
 日程第 15 議案第 35 号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）
 日程第 16 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	7 番	児 玉 求
8 番	世 利 孝 志	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	田 ノ 上 真
12 番	田 原 重 美	13 番	三 上 政 義
14 番	今 村 桂 子	15 番	松 山 力 弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 理 事	梅 野 猛
子ども教育課長	御 手 洗 文 生	税 務 課 長	合 屋 浩 二
地域振興課長	稲 永 勝 章	都 市 整 備 課 長	甲 木 圭 二
住 民 課 長	合 屋 真 由 美	管 理 担 当 課 長	今 泉 英 明
上下水道課長	世 利 昌 信	ま ち づ くり 課 長	平 山 幸 治
健康福祉課長	吉 川 聡 士	社 会 教 育 課 長	安 河 内 ひ と み

会計管理者	今泉俊裕	総務課参事	諸石豊
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ここで、本会議中に追加議案が提出されておりますので、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。

令和2年第1回定例会中の追加議案について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

3月16日午前11時10分より議会運営委員会を開催し、追加された議案について協議いたしました。

追加議案は、議案第35号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第8号）で、本日提案理由の説明を、予算審査特別委員会に付託し、再開後採決を行うようにいたしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） これより、議事に入ります。

ここで、一括議題についてお諮りします。議案第29号から議案第34号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第22号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第22号 第六次須恵町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。

議案第22号 須恵町第六次総合計画の策定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案の理由として、須恵町総合計画策定条例第3条第3項の規定により、第六次総合計画基本構想が策定されたので、本議会の議決を求めるものです。

第六次総合計画からは、条例に基づき、基本構想と実施計画の2層構造になります。すなわち、議決が必要な基本構想部分を審議するものでございます。

議員各位は、全協や町長諸報告等で概要について御存じのことと思いますので、主要な点を御説明します。

22ページをお開きください。まちづくりの基本理念を、須恵町民憲章とします。昭和58年

に制定されたものです。この5項目を、変わらぬ理念として掲げてまいります。

次の23ページです。まちが目指す将来像。水と緑と光のまち須恵とします。

次の24ページです。人口推計。2040年に2万8,000人維持とします。

続きまして、須恵町の諸政策を11の大綱に分類し、次の25、26ページに記載する一覧にまとめています。それを整理したものが、27ページの大綱政策体系です。各大綱の下に、40項目にわたる政策が展開されています。

この先は、実施計画となりますが、大綱政策の下に約400の事業を個々の実施計画として位置づけます。実施計画は、令和3年度以降、予算審査、決算審査等で活用されるようになります。

なお、町長の諮問に対する答申については、2月25日町長室において、総合計画審議会会長により提出されております。

総務建設産業委員会全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番、児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 14ページ、ちょっと見ていただきます。

子育てのところでございますが、対応策4番目、幼保無償化政策に伴う保育幼児教育施設の利用者増が見込まれることから、保育士等の待遇面の改善による職員の確保が必要であるということが提起されてまして、須恵町町立の認定こども園と民営化の方針が発表されましたが、そういう討論、話ってというのは、ございましたでしょうか。

○議長（松山 力弥） 田ノ上委員長。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 私、委員会の審査報告をした後でございますが、ただいまの質疑は、委員会の審査の内容にかかわる質問でございますが、本会議での質疑は、委員長の報告に対する質疑でございますので、ここは、立ち入らなくてもいいと考えておりますが、議長、いかがでしょうか。

○議長（松山 力弥） はい。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 以上です。

○議長（松山 力弥） 児玉君。

○議員（7番 児玉 求） これは、この子育ての政策の中の一環として、そして、認定こども園の民営化というのが、スケジュールが発表されているわけでございますので、そこに重要な部分だと私は理解してるんですね。

よって、後に討論をやっていきたいと思っております。

○議長（松山 力弥） はい。田ノ上委員長。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） ただいまの質疑でございますが、これは、基本構想を策定

する上での前提の条件でございます。おわかりですね。

今、須恵町を取り巻く前提の条件として、さまざまな分野に対する分析をしているページでございますので、そういうふうに理解していただければと思います。

○議長（松山 力弥） 児玉君。

○議員（7番 児玉 求） これは、先ほども申し上げましたとおり、スケジュールも発表されてるんです。具体策から。これは、民営化をしますというスケジュールがされてますんで、その総論だけじゃなくて、肝心な中身のことを話されましたかということでございますから。

○議長（松山 力弥） 田ノ上委員長。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 肝心の中身とおっしゃいますが、私、ただいま報告で言いましたように、細かいところは実施計画になると申し上げました。お聞きになっていると思います。そういったことは、細かい部分で実施計画の時にさまざまな機会に委員会で審査したりすることになると思いますので、よろしくお願いします。先ほども申し上げましたように、このページは分析を書いているということで御理解願いたいと思います。

○議員（7番 児玉 求） 議長。

○議長（松山 力弥） いえ、もう3回ですから。これで終わります。

これにて、質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 第六次須恵町総合計画基本構想について、子育ての観点から須恵町立認定こども園等民営化には反対の討論をいたします。

須恵町立認定こども園等民営化計画スケジュールが発表されました。そうしまして、令和4年4月から町立園同時民営化という具体的なスケジュールが設定されております。

第2建議書では、多くの自治体で公立の幼稚園、保育園が民営化していると。自治体の財政難もあるとの答申だが、私は幼稚園、保育園の民営化には反対であります。行政が、住民に対して責任を負わないという、そういう制度に、民営化はなっております。住民に対する責任の後退であると。

また、待機児童問題でも、職員の待遇改善なくして、私立でも改善難しいと思われま。町でも、何年も待機児童が改善されんという、私立でも同じだというふうに、改善非常に難しいものと思っております。

町は、子育ての観点からも、住民に責任を持つと、負うということをすべきだと。よって、反対討論をいたします。

○議長（松山 力弥） 他に討論ありませんか。——これにて討論を終結します。よって、議案第22号について採決へ入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第22号

は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第22号 第六次須恵町総合計画基本構想の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第23号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第23号 須恵町附属機関の設置に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第23号 須恵町附属機関の設置に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、特別職の職責で非常勤の者の職の位置づけの見直しを行うに当たり、附属機関を設置するため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

2ページをお願いします。特別職非常勤職員の整理に当たり、上位法や、条例に基づかない規則・要項等で定められた会議について、位置づけを明確にするため、その目的を鑑み附属機関とし、委員について、特別職員非常勤職員とするため、当該条例を制定するものです。

第1条で条例の趣旨を、第2条で執行機関の附属機関として別表に掲げるものをおくとして、第3条で組織及び運営についての必要な事項の委任事項を示しております。

附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上、採択の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第23号 須恵町附属機関の設置に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第24号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第24号 須恵町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第24号 須恵町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する必要事項を定めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

2ページは、改め文。

3ページは、改正する宣誓書です。簡略に改正します。

4ページをお願いします。新旧対照表で説明いたします。この表にはありませんが、第2条第1項には、職員は、宣誓書に署名してからでなければ、職務を行ってはならないとされ、記載の同第2項に職員のサービスの宣誓について会計年度任用職員を追加し、同第3項で、地震・火災・水害又はこれらに類する緊急時の際には、宣誓前において職務を行わせることができるとしております。

2ページに戻っていただいて、附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上、採択の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第24号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第24号 須恵町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第25号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第25号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第25号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日か

ら施行されることに伴い、会計年度任用職員の育児休業等に関する必要事項を定めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

6 ページ、新旧対照表で説明します。

第2条、育児休業をすることができない職員について。これまた、ここでの記載はありませんが、第1号第2号で対象の正規職員を示し、記載の新設の第3号において、法改正前は、臨時職員に条例の規定がなく制度から除外されていたものが、法改正後は、非常勤職員全体を制度に入れた上で、育児休業取得の対象となる範囲を明示し、該当する非常勤職員以外の非常勤職員は、対象とならないとしております。詳細は、記載のとおりです。

7 ページ、第2条の3で、非常勤職員が、育児休業を取得できる期間を定めております。

8 ページ、第2条の4で、2歳に達する日まで育児休業を取得できる場合を定めております。

9 ページ、第3条で、1歳以上は、育児休業取得対象外ですが、特例となる事情がある場合を定めております。

第7条、育児休業をしている職員の期末手当の支給。

第8条、育児休業をした職員の職務復帰後の号給の調整について、対象となる職員に会計年度任用職員を除くとしております。

10 ページ、第11条は、就学前の子の育児短時間勤務の承認を受けた職員の勤務形態について。

第17条では、部分休業することができない職員について、除かれる職員の中に非常勤職員のケースを追加しております。

第18条では、部分休業について、会計年度任用職員について既定の追加をしております。

なお、パートタイムの会計年度任用職員も、当然ながら条例に従って育児休業を取得できます。

5 ページに戻っていただいて、附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上、採択の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第25号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第25号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第26号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行されることに伴い、特別職の職員で非常勤のものの職の位置づけに関する見直しを行うため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

3、4ページ、別表をお開きください。この別表は、特別職非常勤職員を整理し、地方公務員法第3条第3項に示す順番に並べ替えたものです。

5ページをお願いします。新旧対照表です。第2条、特別職の職員の報酬について。改正前は、年額、日額の支給日を示していたものを、改正後は、第1項で日額の計算、第2項で年額の計算、第3項で報酬の支給方法として、一号日額報酬特別職と二号年額報酬特別職を区分して、具体的に内容を示したものです。

2ページに戻っていただいて、附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

採択の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第26号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第27号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第27号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例を

議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第27号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、水道法の一部を改正する法律が、平成30年12月12日に公布され、令和元年10月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

主な改正点といたしましては、下水道排水設備指定工事店の指定又は更新の申請の際と、技術者証及び指定工事店証を交付する際に徴収する手数料の改正です。

続いて、新旧対照表にて説明します。3ページをお願いします。

第35条を改正し、一号、二号を加え、新たな手数料を定めるものです。一号で、新規指定の申請手数料、更新の申請手数料で5,000円、二号で、交付手数料500円を2,000円に改める。

なお、手数料の額については、糟屋地区で協議した適性価格に準じています。

2ページにお戻りください。附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第27号について採決へ入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第27号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第28号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第28号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第28号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、水道法の一部を改正する法律が平成30年12月12日に公布され、令和元年

10月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

主な改正点といたしましては、指定給水装置工事事業者の申請又は更新する際及び指定事業者証を交付する際に徴収する手数料を、それぞれ定めるものです。

続いて、新旧対照表にて説明します。3ページをお願いします。

34条に、五号、六号、七号を加え、それぞれの手数料を定めるものです。五号で、新規申請の際に5,000円、六号で、更新申請の際に5,000円、七号で、交付の際に2,000円を追加します。

なお、手数料については、糟屋地区で協議した適性価格に準じています。

2ページにお戻りください。附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第28号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第28号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第29号

日程第9. 議案第30号

日程第10. 議案第31号

日程第11. 議案第32号

日程第12. 議案第33号

日程第13. 議案第34号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第29号 令和2年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第9、議案第30号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第10、議案第31号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第11、議案第32号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第12、議案第33号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第13、議案第34号 令和2年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議

題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 予算審査特別委員会の報告をいたします。

議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託を受けておりました議案第29号 令和2年度須恵町一般会計予算から議案第34号令和2年度須恵町水道事業会計予算の提出についてまでの6議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

審査は3月12日、13日、16日の計3日間行いました。それでは、各議案別に報告をいたします。

議案第29号 令和2年度須恵町一般会計予算の提出について、予算書5ページです。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93億7,000万円と定める。第2項、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方債は「第2表 地方債」による。

第3条、債務負担行為は「第3表 債務負担行為」による。

第4条、一時借入金の借り入れの最高額は6億円と定める。

第5条、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用としています。

12ページ。第2表 地方債です。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額3億円、一般会計出資債380万円、道路改良事業債1,450万円、緊急防災減災事業債690万円、小中学校ICT環境整備事業債1,640万円、須恵第3小学校校舎改修事業債6,620万円、小学校トイレ改修事業債4,620万円、中学校トイレ改修事業債5,970万円、文化会館1階ホワイエ横トイレ改修事業債4,230万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

13ページ、第3表 債務負担行為です。

財政計画策定業務委託、期間令和2年度から令和3年度まで、限度額300万円です。

一般会計歳入歳出予算の総額93億7,000万円は、会計年度任用職員制度の施行や、小中学校トイレ整備事業、めぐみ保育園の保育所等整備事業補助金などで、対前年度費4億1,000万円、4.6%の増となり、過去最高の予算規模となりました。

主な歳入予算は、1款 町税は、30億450万7,000円、歳入全体の32.1%で、個人町民税2.7%、法人住民税は、前年同額、固定資産税2.6%の増と見込み、前年比6,343万2,000円、2.2%の増です。

10款 地方交付税は、18億8,700万円、歳入全体の20.1%。幼児教育保育無償化に係る地方負担分加算のため、1億8,100万円、10.6%の増と見込んでいます。

14款 国庫支出金は、11億6,298万8,000円、歳入の12.4%で、2億245万9,000円、21.1%の増です。施設型給付費、児童手当、個人番号カード交付事業、小中学校トイレ改修による学校改善交付金等の国庫負担金の増によるものです。

15款 県支出金は、9億1,891万9,000円、歳入の9.8%で、2億8,534万5,000円、45%の増です。これは、保育所等整備事業費、県補助金による増です。

令和2年度から、新たな歳入科目として、6款 法人事業税交付金1,500万円、歳入の0.2%です。県税の法人事業税の5.4%が市町村に交付されます。このほかに、自動車取得税交付金が廃止され、8款 環境性能割交付金が創設されました。1,300万円、歳入の0.1%です。

歳入の構成比ですが、歳入の自主財源は、全体の43.6%で、依存財源は、56.4%です。幼稚園、保育園等の無償化によるものが主な要因で、分担金及び負担金が、3,895万4,000円の減、使用料及び手数料が、2,295万9,000円の減となったことにより、自主財源が1ポイント下がっています。

歳出ですが、主なものとして、2款 総務費11億8,874万2,000円は、歳出の12.7%で、庁舎非常用電源設備等改修工事、庁舎1階東側トイレ改修工事が終了したことによるもので、1億4,523万円、10.9%の減です。

3款 民生費、39億6,249万7,000円は、歳出の42.3%で、国民健康保険その他繰出金、後期高齢者医療費療養給付費負担金、障害者支援費、自立支援給付費、保育所等整備事業費補助金などにより、4億5,264万5,000円、12.9%の増です。

4款 衛生費9億2,126万7,000円は、歳出の9.8%で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の増などにより、4,657万2,000円、5.3%の増です。

8款 土木費6億5,936万9,000円は、歳出の7.1%で、公共下水道事業特別会計繰出金の増などにより、4,820万1,000円の増です。

10款 教育費12億8,501万2,000円は、歳出の13.7%で、小中学校のトイレ洋式化、ICT環境整備備品購入、アザレアホール1階のトイレ改修などの増により、3億668万9,000円、31.3%の増です。

12款 公債費6億527万8,000円は、歳出の6.5%で、令和元年度に償還終了が7本、新たに11本が償還開始となり元金が増加したため、4,919万1,000円の増となります。主に、防災行政無線整備や多目的公園造成などが、令和2年度から償還開始となります。本年度実施します小中学校トイレ改修や、ICT環境整備など、さらにこれから教育施設の改修が予定されており、起債額は、増大する見込みです。今後6億円前後の元利償還金がしばらく続く見込みとなっています。

歳出の構成比は、義務的経費が41.1%で、前年度比1.7ポイントの増、投資的経費の普通建設事業費、災害復旧費が、8.2%で1.5ポイントの減、その他の経費が50.7%で0.2ポイントの減、前年度に比べ人件費が2億2,530万円ほど増となっているため、義務的経費が増加しています。

基金の状況ですが、令和元年度末の財政調整基金の見込み額が、25億2,232万5,000円、減債基金が2億8,419万8,000円、当初予算のための令和2年度取り崩し予定額は、5億7,000万円と見込んでいます。

質疑として、歳出において、2款 総務費で会計年度任用職員制度導入後の変化について、ふるさと応援寄附金返礼金の見直しについて、コミュニティバス新ルート策定などの進捗状況について、3款 民生費で子ども居場所づくり事業の増額について、4款 衛生費で空き家等対策の事業費について、地域猫活動事務の詳細について、6款 農林水産業費で捕獲鳥獣焼却処理一時保管庫設置場所保管の期間について、8款 土木費で区画線工事費について、9款 消防費で人工呼吸器のリース料について、災害用トレーラー車両の牽引について、10款 教育費で宇美町への教育事務委託について、英語指導助手配置事業の増額について、シティプロモーションビデオ作成業務の詳細について、テニスコート改修の排水部品についてなどの質疑がありました。

討論において、包括業務委託をやめ、正職として採用するようにとの意見で反対しますとの反対討論がありました。

採決では、賛成多数で可決としています。

続いて、議案第30号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、特別会計予算書の5ページです。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億7,300万円と定める。2項、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

本年の当初予算は、被保険者の減少により、保険給付費全体では減額となっていますが、1人当たりの医療費の増により、県への納付金は増額になっています。

このことにより、歳入の県支出金が減り、その対応のために、本来であれば、国保税率の改定を行わなければならなかったのですが、一般会計からの繰出金を増額しています。

予算増額は、前年度と比較して金額で5,500万円、率で1.8%と少なくなっています。

歳入では、1款 国民健康保険税5億5,210万円、対前年度比較400万円の減額、予算の18%を占めます。

3款 国庫支出金は、169万2,000円。震災による保険税の減免に対する補助金と、オンライン資格確認業務関係の補助金です。

4款 県支出金22億726万3,000円は、医療費の支払いに充てるための保険給付費等

県交付金及び災害や景気変動等、特別な事情が生じた場合交付される財政安定化基金県交付金で予算の71.8%。

5款 繰入金3億743万6,000円、対前年度比較2,258万円の増額は、主にその他、一般会計繰入金の増額によるもので予算の10%。

歳出では1款 総務費3,287万9,000円、対前年度比較81万4,000円の減額は人件費の減が主なものです。

2款 保険給付費21億7,382万円、対前年度比9,228万5,000円の減額で予算の70.8%、1人当たりの医療費は上昇していますが、被保険者数の減によるものです。

3款 国民健康保険事業費納付金8億3,122万9,000円で予算の27.1%、県全体の保険給付費について国・県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で医療水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものです。

6款 保険事業費3,133万8,000円、被保険者の健康増進と医療費抑制のための保険事業を行うものです。

質疑において、国保加入世帯と人数について、高額な薬の使用などの状況についての質疑がありました。

討論において、滞納を減らし、法定外繰入をふやして国保税を下げるべきとの意見で反対するとの反対討論がありました。

以上、採決の結果、賛成多数で可決です。

次に、議案第31号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、55ページです。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,000万円と定める。

歳入では、1款 後期高齢者医療費保険料2億6,420万円、対前年度比較3.3%の増額。

3款 繰入金1億574万2,000円、対前年度比7.7%の増額は人件費を含む事務費に係る繰入金と保険料軽減分に相当する保険基盤安定繰入金を計上しています。

歳出では、1款 総務費1,443万8,000円、対前年度比51.2%の増額は、職員1名分の人件費に加え本年度より広域連合へ職員1名が外向しますので、その分の人件費の追加が主なものです。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金3億5,419万9,000円、対前年度比3.2%の増です。

3款 諸支出金101万1,000円です。

以上、採決の結果賛成多数で可決です。

議案第32号 令和2年度須恵町公共下水事業特別会計予算の提出について、87ページです。

第1款 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億6,500万円と定める。

第2条 地方債は第2表 地方債による、91ページ第2表 地方債です。起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分限度額3,030万円、多々良川流域関連公共下水道分2億870万円、資本費平準化債公共下水道分8,710万円、資本費平準化債流域下水道分1,820万円、特別措置分4,410万円、公営企業会計適用債500万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

歳入では、1款 分担金及び負担金で1,326万2,000円は、供用開始面積の減により162万9,000円、10.9%の減、2款 使用料及び手数料で使用料2億7,852万7,000円は、前年度実績による増を見込んで920万、3.4%の増、3款 国庫支出金で下水道費国庫補助金9,200万円は、管渠築造工事の減により1,100万円、10.7%の減、5款 繰入金で一般会計繰入金3億6,057万8,000円は4,049万6,000円、12.7%の増、下水道施設整備基金繰入金2,422万3,000円は、336万7,000円、12.2%の減で、平成28年度から令和元年度までの基金積立を当該年度の令和2年度に繰入れます。7款 諸収入300万6,000円、前年度と同額です。8款 町債で下水道事業債3億9,340万円は、第2表地方債で流域下水道建設費等の増により1,430万円、3.8%の増です。

歳出では、1款総務費2億3,040万5,000円は、負担金の増により467万6,000円、2.1%の増、2款 下水道事業費4億3,112万2,000円は、委託料等の増により2,772万5,000円、6.9%の増、3款 公債費5億196万3,000円は、償還元金の増により1,517万5,000円、3.1%の増です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決です。

議案第33号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、127ページです。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,300万円と定める。

第2条 地方債は第2表 地方債による。131ページ第2表 地方債です。起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債限度額2,760万円、公営企業会計適用債350万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。歳入では2款 使用料及び手数料で下水道使用料615万2,000円は、前年度実績により140万9,000円、18.6%の減、3款 繰入金で一般会計繰入金5,573万9,000円は80万9,000円、1.5%の増、6款 町債で、下水道事業債3,110万円は150万円5.1%の増です。

歳出では、1款 総務費400万1,000円は委託料の減により48万3,000円の減、2款 農業集落排水事業費2,401万4,000円は委託料の減により、582万8,000円、

19.5%の減です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決です。

議案第34号 令和2年度須恵町水道事業会計予算の提出について、別冊の水道事業会計予算書3ページです。

第1条 水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は1、給水戸数1万974戸、前年度比1.2%の増、2、年間総給水量267万3,492立方メートル、0.6%の減、3、年間有収水量253万5,808立方メートル、0.2%の減、4、1日平均給水量7,324立方メートル、0.3%の減、5、建設改良事業費1億762万8,000円、21.9%の減、これは排水施設改良事業の減によるものです。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入は、第1款 水道事業収益6億3,519万8,000円、前年度比2.5%の減、主なものは営業収益のうち、給水収益、給水申込加入金の減によるものです。第2項 営業外収益、2,285万4,000円、2目長期前受金の収益化については会計処理上の計上される利益のため、現金収入が伴わないものです。

支出は、第1款 水道事業費6億321万4,000円、前年度比1.1%の増、第1項 営業費用5億7,584万7,000円、650万8,000円の増、主なものは委託料において、水道事業の将来像を示した基本計画である水道ビジョン策定業務委託料並びに水道事業経営の効率化、経営基盤の強化を行うため、経営の基本計画である水道事業経営戦略策定業務を予算化したことによる増です。第2項 営業外費用、2,616万7,000円、第3項 特別損失20万円、第4項 予備費100万円。4ページです。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第4条の括弧書きで資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億5,204万3,000円は、損益勘定留保資金で補填する。

収入は、第1款 資本的収入2,100万円、前年度比41.7%の減、これは、配水管と施設改良工事に伴う負担金の減です。

支出は、第1款 資本的支出1億7,304万3,000円、15.6%の減です。第1項 改良費1億762万8,000円は下水道工事に伴う工事請負費の減により3,015万円の減です。第2項 起業債償還金6,541万5,000円は、返済年が経過のため元金償還金が少なくなっており、176万7,000円の減です。

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費、1、職員給与費9,340万8,000円、人事異動により1.5%の減、2、公債費10万円です。第6条棚卸し資金の購入

限度額は600万円と定める。

以上、採決の結果、全員賛成で可決です。予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っていますので、質疑を省略し、これより議案第29号について、討論に入ります。討論はありませんか。7番、児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 議案29号 令和2年度一般会計予算について、反対討論をいたします。

須恵町包括業務委託費3億9,512万9,000円が計上されております。令和2年度から3年度分であります。平成30年度から始まった役場の窓口業務、幼稚園教諭、保育士、栄養士を含む229名の臨時職員を民間企業、外部に一括委託するものであります。包括業務委託をやめ、正規職員として採用し、地方公務員としての地位、職責を持たせ、住民サービス向上につながるべきとして反対討論といたします。また、コロナウイルスによりまして景気が非常に後退しておりますが、この対策費も新年度予算にも要望したいと思います。以上です。

○議長（松山 力弥） 要望は、ここで言うべきではありませんので反対討論だけ聞いておきます。

これで討論を終結します。よって、議案第29号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第29号 令和2年度須恵町一般会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号について、討論に入ります。討論はありませんか。7番、児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 議案30号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計予算について、反対討論いたします。

本町の一般被保険者納付金総額は、8億3,122万9,000円であります。1人当たりの納付金額は、14万458円です。平成28年度は12万8,494円、平成30年度が12万2,622円、平成31年度は激変緩和により12万8,490円であります。1人当たりの納付金額は平成28年と比べて1人当たり1万1,909円も値上がりをしております。値上がり率は9.3%にもなります。本町の人口は2万8,702人、国保世帯は3,552世帯、被保険者数は5,867人です。令和2年2月末現在、法定外繰入をやめるように勧める国に、法定外繰入によるペナルティをかけるなど国に声を上げるべきです。また、県にも激変緩和を続けるべきだと働きかけるべきだと思います。本町の法定外繰入は平成28年度4,400万円、29年度7,700万円、平成30年度4,300万円、年々法定外繰入が減っております。平成

30年度の被保険者1人当たりの法定外繰入額は6,903円になります。6,000万円の法定外繰入をして、1人当たり1万円の国保税の減額をすることを要望します。令和元年6月1日時点で475世帯の滞納世帯を減らし、重症になる前に病院へ行けることで医療費を減らすことになります。まさに命に係わる問題でありますので、よって反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論ありませんか。——これにて討論を終結します。よって、議案第30号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第30号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号について、討論に入ります。討論ありませんか。7番、児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 議案31号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を国保より切り離し、保険料の際限ない引き上げを押し付けることで、保険料の値上げを我慢するのか、医療に掛かるのを我慢するのかを選択に迫る制度で社会保障制度にふさわしくありません。国保に組み入れるべきと思っております。安倍政権が窓口負担を1割から2割にしようと画策をしております。窓口負担が倍になります。一方、年金は減らされ高齢者には非常にふさわしくない制度である、ということで反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論ありませんか。——これにて討論を終結します。よって、議案第31号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第31号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第32号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、第32号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第33号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第33号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第34号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり、決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第34号 令和2年度須恵町水道事業会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14. 議案第35号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第35号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書は1ページをお願いいたします。

議案第35号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和元年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度須恵町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ475万円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億8,937万8,000円とするものです。

第2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正分金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。13款2項 国庫補助金395万5,000円の増額は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応として、放課後児童健全育成事業費及び保育対策総合支援事業費の国庫補助金を増額補正しております。

19款3項 雑入79万5,000円の増額は、学校臨時休校に伴う給食費返還補助金を増額補正しております。

3ページをお願いいたします。

歳出です。3款2項 児童福祉費466万3,000円の増額は、小学校休校期間中の学童保育所指導員賃金相当分委託料及び保育園、認定子ども園等の感染防止のための物品購入に対する補助金等を増額補正しております。10款2項 小学校費106万2,000円の増額は、学校給食費返還等事業負担金を各小学校管理費に増額補正をしております。また、予備費の97万5,000円は、収支調整の減額補正でございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第35号を予算審査特別委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第8号）を予算審査特別委員会に付託します。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決定しました。

再開を予算審査特別委員会の審査が終わり次第とします。

休憩に入ります。

午前11時10分休憩

午前11時40分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15. 議案第35号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第35号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 議案第35号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第8号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和元年度須恵町の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ475万円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億8,937万8,000円とする。

第2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正分の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正予算書の2ページ歳入です。

13款2項 国庫補助金395万5,000円の増額は、国の新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応として、放課後児童健全育成事業費及び保育対策総合支援事業費の国庫補助金を増額補正しています。

19款3項 雑入79万5,000円の増額は、学校臨時休校に伴う給食材料の保護者負担を軽減するための全国学校給食連合会から補助金、給食費返還補助金を増額補正しています。

3ページ歳出です。

3款2項 児童福祉費466万3,000円の増額は、小学校休校期間中の学童保育所指導員賃金相当分委託料及び保育園、認定子ども園等の感染防止のための物品購入に対する補助金等を増額補正しています。

10款2項 小学校費106万2,000円の増額は、学校給食費返還等事業負担金を各小学校管理費に増額補正をしています。また、予備費の97万5,000円は、収支調整の減額補正です。

質疑として、新型コロナウイルス対策に関する国の対応、補助金について、13款 国庫支出金において、放課後児童健全育成事業補助金の交付先についての質疑がありました。

以上、採決の結果、予算審査特別委員会全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので質疑を省略し、これより議案第35号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第35号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり、決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第35号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第8号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査について議題とします。

各委員長より会議規則第70条の規定により次のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、総務建設産業委員会より空家対策の現状調査について、文教厚生委員会より待機児童及び子育て支援について。

お諮りします。各委員会申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

次にお諮りします。本会議中、誤読などにより字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などにより字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、3月議会の全日程を終了しました。午後1時より広報特別委員会を開催しますので、委員の方は第3委員会室にご集合願います。また、3月31日をもって退職される甲木都市整備課長に御挨拶をお願いしたいと思いますので、閉会后、そのまま自席にてお待ちいただきたいと思います。

会議を閉じます。令和2年第1回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時46分閉会
